

## 石川県鹿島郡中能登町議会

### 1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

中能登町議会では、平成26年3月に議会基本条例を制定し、また、平成28年4月1日から通年の会期制を導入している。

通年の会期制を導入してのメリットは、会議の予見性、いつでも開議、議会の判断による開議、そして、監視機能の強化として、専決処分の抑制がある。専決処分での議案件数を抑えて、議会の議決権を行使し、専決処分の範囲を「町長の専決処分事項の指定に関する条例」と定めた。また、全員協議会や教育民生常任委員会、総務建設常任委員会は毎月1回開催され、中能登町町政の政策に対して、リアルタイムに議論を重ね、かつ常に事業の是非を協議する監視機能の充実を図っている。また、庁舎統合建設特別委員会や行革・活性化特別委員会を設置し、行・財政施策における将来の町づくりへの方向性や中能登町議会自体の資質の向上を図っている。

### 2 住民に開かれた議会

中能登町議会基本条例第11条には、議会は、町民に議会の活動を説明し、町民の知る権利を保障し、議会活動に対する町民の評価を容易にするため、少なくとも年1回議会報告会を開催することとなっている。

現在までに、女性協議会や区長会、老人クラブや農業委員会、そして、地域に出向いて、議会活動の報告及び町政とそれに対する議会の対応等を報告し、町民の意見を集約して、今後の議会活動に役立てる展開を行っている。

また、議会広報「とびら」を年4回発刊し、本会議や委員会の協議内容、議員視察研修の報告や町民の意見等を中能登町内に全戸配布している。

また、町民が数多く集まる町祭等を利用し、議会アンケート調査を実施するとともに、議会の活動を広く町民にPRしている。

今年度は教育委員会と共催して、中能登中学校生徒との「子ども議会」を開催し、議会と生徒の懇談会、本会議場での子ども議員による一般質問の開催をも実施をしている。

これらは、中能登町ケーブルテレビ中継録画やインターネットによる放映を行い、広く町民に周知をしている。